

護赤香之

一黄熟香

一沉香

石林九名傳

一白木の上の雞腿木雲取木月利アリ

一ホウテンハ鳥の泣かり鳳天

一トシボウ石 子リモノナリ 花形又ナリ 人々石と云語之

一クシヤク石ハコシヤウ石ノ極赤之六シヤウ石ト云ハ

語之

一唐人参ノ上ホウヲウシヤウト云 鳳凰城

一砂糖厦門ノ三盆上ノ次カウチ ヲラシタ又次ナリ

一黒砂糖タイハシ上ノ

一巾着カノ事

ムスカウヘヤイニテヤ
カントメニモウル

アキモノ之事

一ハシレキ カセイ 年考之 ラク 差帯ノシヨ イマリ カキ右邊

一本四石ノ事

一白菊 肥後細川
川欽

鉄より作りやきくねほほの色と心
ひきまうほの白葉れまくれ

一初音 仁年隆成と及ツ家
中院道新合

ソツクハハ情とゆらんやとこころす
溪のゆりのかきく取やうきに

一芝 陸奥の家
道徳園白

よの中のとすとすつむきし船乃
とぬぬとさうりふらんれん

一菱 上條実隆云
別四款

菱もろよひしとさもむい
わうり小白ふ色を名るふぬ

藁

一 法隆寺と古伝國他山よりかき本之 帝梅禮之
る子とも云 四割本トモ 天皇年建立之時ニ

一 記林

法隆寺在り

一 濟陽長高福氏 倚備一本法得く是を河ひし傳
つとを來りし林丘寺宮に其一本と云ら然し名を
清らんとして願き年過りて煉瓦以て平りて去
年の大堂會大祀はまじし事志けく心記と
まかりりし一書一賦身中にて凡雅いともやりの

感味之百の作事ありて別名を流里とす

一 名のよし 初名よきしりていふぬ口志し

一 他洞も養花しせし下り流る方引款い古今此

うらみ茶大改たは

流里の梅の立枝やすきぬらん
おの井のおお白ふもろか

一 右の録しりし林丘寺文口出入も叙せし

一 一と別言鴻氏並のよのあしりし

一 月と待火合の事 口傳

一 沈みの香 松の伽藍と云へ

一 楚焚指

廣州志との備しりあつたと
沈みの香とも云

一 名香火遠く 古本火遠く 新本火遠く

一 タシカク 故より貝ナルヨシ。カラノトウグノクツレタルノニ

一文琳 唐物かり

一 樂焼ノ上 長以席ノニコを焼く

一 瀬戸 名四席ノ兼名相 長つの内ノ尾張の内ノ長門ノ長

一 大内焼 伊万里焼め事トモ 一 茶碗

一 陝西 シヨンスイ文字か付 大猷院様御代伊万里ノ高焼相イタシヨヨシ又様

瑞

一 茶碗 茶入、其高津古唐焼有名相あり

一 シヨンスイロ 大猷院様御代 伊万里七種ノ香合

扇子箱 扇風箱 ハラツミルリ花 ヒヨウタン

一 凡形 おこまかウ右シヨンスイスヘテ高形ノ内モヤウラヤク

綿 又青ノモヤウツメ付あり 祥瑞 シヨンスイノ文字

一 千鳥の香爐 伊家青磁ノ由 一 ヒタチ茶

一 井戸 カウライ 茶碗ノ上 ミニマ井戸と云アリ コモカイト

云右

一 七宿青磁ノ上

一 護神香ノ事 牛也忠義ノ及口上高初々持渡るや

白檀ノルイ 一本口カタニ剛 護神香ト号 朱也

忠義ノ及口 高初々本ノ及口今り

不意

一生の事 外國の産之紫梗と云物を割スル

由紫梗ハ赤く腐く持込る由文字照照脂

右紫梗ハ脂ノコトクナルモノ由

ソウケ緒メ多背極く事 隣地所は極く伴

一セイコシ 二ギリホト 土隔ふく小入右緒ハハ

上緒メヲ小ハハ 煮極くは信有心ニ

煮ル

一トルマ國力劔日本同系ニヨク切レハ也世界各打物名日本

トルマ國之トルマハ長キ刀劔ナリ後才少て肩ホ負フ
由

大通詞 古雄幸長傳

知毛ハ

コロツフ フラスコノロニナル
クナホノマウナルモノニ

道遠院實際郷

昔上香道ノ四家ノ 志野流ハ別ナリ

一知毛ノ藥法 ヒトモジト云ノ事アリ 日本ニテツ子ノヒトモ

ジラガウアマレリ 海邊ニ生ル物ナリスミレ物ノヤウニ

葉ノ花ナク手ニ入モニハエハ子バリハ由コレヲ則ウニモト

一 赤毛ト申由右雄幸

一 ラアヒスインフルニアシイ コレハ氣腫ニモナユルヤキカ子
ニスルモノナリリ テツノコトク石ノコトシマレナルモノニ
キヤキカ子ニテリヤウニスル時ハ必平愈スルナリ形
クキノ折ノコトシ色ナマリノコトクニテクロシカハ
ラノヤウニテキラノトアル由 右同人

一 赤毛ト敷

一 エーニ 七 テウエー 武 一 テレホトナリ
一 ヒール 四 ハイノ 六 セス 六
一 セリビセ七 ナクテ 八 子トケク九

一 テーニ 十 ホドルト人右 武陸ニトナリ

一 テーニトイジュニト 万

一 赤毛ト申由事

一 船長 拾五文五人余 幅五八人 高三丈六尺 石火多救之拾六挺

一 惣板長 拾四文余 ハタチホ 一 文五尺六寸

一 第一元儀カ武備志 日本新蔭流ノコトアリ 傳ノ巻也

一 一歩判を分小分 小判掛同中分ハ子 一 文掛同分

一 紅精好連岳 院法所 近清殿 將軍家

一 饗袍 白管子リキ又 五人四方アハヒ大フクナ

一 細長 同キ又キ又六人 三四ツ折四折

右將軍家

若君清誕生之節從 禁裏進上事

一 乙卯年五月七日大坂原城回月十日入城享保二十

一年乙卯五月十日清藩代敷出仕明十日右左衛門尉

清能之 仙舟以系十日敷出仕右左衛門尉年々

一 百二十年成申是時于ノ清藩終上云々

一 朔日之外大分清藩可有之云々

正月 二月 四月 七月 十月

大分清藩七云々

三月 五月 六月 八月 九月 十月

十月

一元文二丁巳年十月八日有廻状四品以上清礼之旨日向後

有旨不可相觸之但只今進上清老申清切紙有之云々

石上紙ノ廻状也

至於藩令之儀一切取解死人

之代其勿漏如何相之口証得

之代其御旨是依其住也。